

四半期報告書

(第91期第1四半期)

自 平成21年1月1日
至 平成21年3月31日

株式会社ブリヂストン

目 次

頁

第91期第1四半期 四半期報告書

表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	5
4 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1 生産、受注及び販売の状況	6
2 経営上の重要な契約等	6
3 財政状態及び経営成績の分析	7
第3 設備の状況	11
第4 提出会社の状況	12
1 株式等の状況	12
2 株価の推移	21
3 役員の状況	21
第5 経理の状況	22
1 四半期連結財務諸表	23
2 その他	33
第二部 提出会社の保証会社等の情報	34

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月15日
【四半期会計期間】	第91期第1四半期(自 平成21年1月1日至 平成21年3月31日)
【会社名】	株式会社ブリヂストン
【英訳名】	BRIDGESTONE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 荒川詔四
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目10番1号
【電話番号】	東京(3563)6822
【事務連絡者氏名】	財務本部長 辻将仁
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目10番1号
【電話番号】	東京(3563)6822
【事務連絡者氏名】	財務本部長 辻将仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第91期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第90期
会計期間		自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
売上高	百万円	567,669	3,234,405
経常利益(△は損失)	〃	△24,773	74,488
四半期(当期)純利益(△は損失)	〃	△34,881	10,412
純資産額	〃	995,280	1,019,995
総資産額	〃	2,762,862	2,768,470
1株当たり純資産額	円	1,231.49	1,263.30
1株当たり四半期(当期)純利益(△は損失)	〃	△44.48	13.33
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	〃	—	13.33
自己資本比率	%	35.0	35.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	12,241	109,773
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	△68,978	△265,308
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	73,152	76,363
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	〃	139,066	114,075
従業員数	人	137,195	137,981

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移につきましては、記載しておりません。

2 売上高は、消費税等抜きで表示しております。

3 第91期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在せず、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

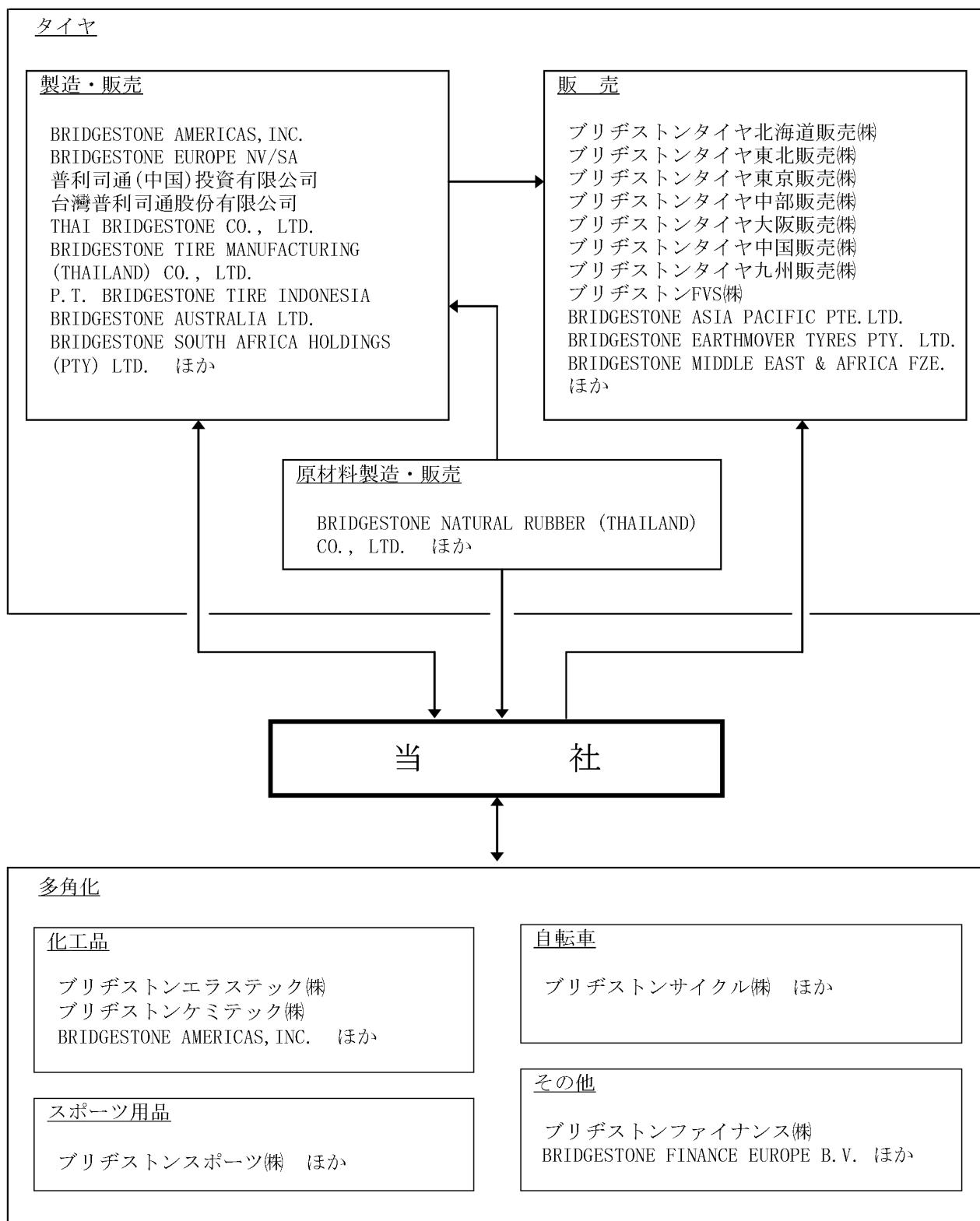
当社グループは、主としてタイヤ・チューブの製造及び販売、タイヤ関連用品の販売、リトレッド材料の製造及び販売・関連技術の供与、自動車整備・補修を行うタイヤ部門と、化工品、スポーツ用品、自転車の製造及び販売、その他各種事業を行う多角化部門によって構成されております。平成21年3月31日現在の子会社数は431社(うち連結子会社431社)、関連会社数は170社(うち持分法適用会社170社)であります。

各部門における事業内容並びに主な会社は次のとおりであります。

なお、平成21年1月に、BRIDGESTONE AMERICAS HOLDING, INC. はBRIDGESTONE AMERICAS, INC. に社名変更しております。

事業区分	内容	主要会社
タイヤ	乗用車用、トラック・バス用、建設車両用、産業車両用、農業機械用、航空機用、二輪自動車用のタイヤ・チューブ、タイヤ関連用品、リトレッド材料・関連技術、自動車整備・補修、タイヤ原材料 ほか	当社 ブリヂストンタイヤ北海道販売㈱ ブリヂストンタイヤ東北販売㈱ ブリヂストンタイヤ東京販売㈱ ブリヂストンタイヤ中部販売㈱ ブリヂストンタイヤ大阪販売㈱ ブリヂストンタイヤ中国販売㈱ ブリヂストンタイヤ九州販売㈱ ブリヂストンFVS㈱ BRIDGESTONE AMERICAS, INC. BRIDGESTONE EUROPE NV/SA 普利司通(中国)投資有限公司 BRIDGESTONE ASIA PACIFIC PTE. LTD. 台灣普利司通股份有限公司 THAI BRIDGESTONE CO., LTD. BRIDGESTONE TIRE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. BRIDGESTONE NATURAL RUBBER (THAILAND) CO., LTD. P. T. BRIDGESTONE TIRE INDONESIA BRIDGESTONE AUSTRALIA LTD. BRIDGESTONE EARTHMOVER TYRES PTY. LTD. BRIDGESTONE MIDDLE EAST & AFRICA FZE. BRIDGESTONE SOUTH AFRICA HOLDINGS (PTY) LTD.
多角化	化工品 自動車関連部品、ウレタンフォーム及びその関連用品、電子精密部品、工業資材関連用品、土木建築資材関連用品 ほか	当社 ブリヂストンエラステック㈱ ブリヂストンケミテック㈱ BRIDGESTONE AMERICAS, INC.
	スポーツ用品 ゴルフボール、ゴルフクラブ、その他スポーツ関連用品 ほか	ブリヂストンスポーツ㈱
	自転車 自転車、自転車関連用品 ほか	ブリヂストンサイクル㈱
	その他 ファイナンス ほか	ブリヂストンファイナンス㈱ BRIDGESTONE FINANCE EUROPE B. V.

以上を事業系統図によって示すと、おおむね次のとおりであります。



上記の会社は全て連結子会社であります。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、新たに重要な関係会社となったものは、次のとおりであります。

名称	住所	資本金 及び 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任等	貸付金	営業上の取引	設備の 賃貸借
(連結子会社) ブリヂストンタイヤ東北販売㈱	仙台市 青葉区	100	自動車タイヤ の販売	100.0	あり	なし	当社からの製品 の購入	営業用 設備

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成21年3月31日現在)

従業員数（人）	137,195
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

(平成21年3月31日現在)

従業員数（人）	15,402 [1,954]
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
タイヤ	399, 256
多角化	71, 231
合計	470, 487

(注) 1 金額は、販売価格によっております。

2 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは、少数の特殊製品(特殊ホース等)について受注生産を行うほかは、すべて見込生産であります。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
タイヤ	465, 316
多角化	102, 352
合計	567, 669

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

① 業績全般

	当第1四半期 連結会計期間	前第1四半期 連結会計期間	増減	
			金額	伸長率
売上高	億円 5,676	億円 7,978	億円 △2,301	% △29
営業利益(△は損失)	△123	524	△647	—
経常利益(△は損失)	△247	398	△645	—
四半期純利益(△は損失)	△348	229	△578	—

当第1四半期連結会計期間の当社グループを取り巻く環境は、国内においては、個人消費が弱まり民間設備投資や輸出も大幅に減少するなど景気の急速な悪化が見られました。海外においても、米国や欧州では、金融危機と実体経済悪化の悪循環により景気後退が急速に深刻化しました。アジアでも、中国での景気拡大の減速をはじめとし、各地で景気の後退や減速が見られました。

このような状況のもとで、当社グループは、グループ経営の最終目標である「タイヤ会社・ゴム会社として名実共に世界一の地位の確立」の達成に向け、グローバルで、高い競争力を持つ商品の拡販や供給能力の増強、生産性の向上、技術優位性の強化、そして経営資源の効率的活用などに一層の努力を続けてまいりました。さらに、需要構造や競争構造などの事業環境の変化がかつてない速さで進行する中、当社グループが戦略商品と位置付ける商品の拡販や、単なる商品単体の販売に終わらないビジネスモデルの構築・拡大、環境対応商品・事業の展開といった戦略をより迅速に実行してまいりました。また、世界的な景気後退による需要の大幅な減少を受け、施策の絞り込みや優先順位の見直しによる投資の圧縮や費用の抑制、在庫の削減などを、グループをあげて推進してまいりました。しかしながら、この事業環境の大幅な悪化は、当社グループの事業並びに業績に大きな影響を与えました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の当社グループの売上高は5,676億円(前年同期比29%減)となり、営業損益は123億円、経常損益は247億円、四半期純損益は348億円の損失となりました。

② セグメント別業績

(注)セグメント別の金額はセグメント間の取引を含んでおり、連結合計の金額はそれらを消去した後の数値であります。

(a) 事業の種類別

		当第1四半期 連結会計期間	前第1四半期 連結会計期間	増減	
				金額	伸長率
タイヤ部門	売上高	億円 4,656	億円 6,512	億円 △1,855	% △28
	営業利益(△は損失)	△73	443	△517	—
多角化部門	売上高	1,044	1,504	△459	△31
	営業利益(△は損失)	△50	80	△131	—
連結合計	売上高	5,676	7,978	△2,301	△29
	営業利益(△は損失)	△123	524	△647	—

タイヤ部門では、国内外市場において魅力ある新商品の投入を行う一方で、グローバルでの生産拠点の整備と増強など、戦略商品として当社グループが位置付ける分野の強化を進めてまいりました。日本では、タイヤの販売本数は、需要低迷の影響が大きく前年同期を大幅に下回りました。米州では、北米タイヤ事業における乗用車及び小型トラック用タイヤ、トラック・バス用タイヤの販売本数は、需要低迷の影響が大きく前年同期を大幅に下回ったものの、UHP(超高性能)タイヤをはじめとする戦略商品の市販用の販売本数は前年同期を上回り順調に推移しました。欧州では、乗用車及び小型トラック用タイヤの販売本数は、新車用は前年同期を大幅に下回ったものの、市販用は、戦略商品であるランフラットタイヤ(注)やUHPタイヤの販売伸長により前年同期を上回りました。トラック・バス用タイヤの販売本数は、需要低迷の影響が大きく前年同期を大幅に下回りました。特殊タイヤについては、建設・鉱山車両用超大型ラジアルタイヤの販売本数は、前年同期を上回り堅調に推移しました。この結果、売上高は4,656億円(前年同期比28%減)となり、営業損益は73億円の損失となりました。

多角化部門では、需要低迷の影響が大きく、売上高は1,044億円(前年同期比31%減)となり、営業損益は50億円の損失となりました。

(注) ランフラットタイヤ：タイヤの空気圧が失われても所定のスピードで一定距離を走行できるタイヤ

(b) 所在地別

		当第1四半期 連結会計期間	前第1四半期 連結会計期間	増減	
				金額	伸長率
日本	売上高	億円 2,218	億円 3,288	億円 △1,069	% △33
	営業利益(△は損失)	△204	240	△445	-
米州	売上高	2,507	3,365	△858	△26
	営業利益	3	77	△73	△95
欧州	売上高	812	1,266	△453	△36
	営業利益(△は損失)	△54	11	△65	-
その他	売上高	1,083	1,433	△350	△24
	営業利益	13	115	△102	△88
連結合計	売上高	5,676	7,978	△2,301	△29
	営業利益(△は損失)	△123	524	△647	-

日本では、需要低迷の影響が大きく、タイヤ部門、多角化部門とも、販売は前年同期を下回りました。その結果、売上高は2,218億円(前年同期比33%減)となり、営業損益は204億円の損失となりました。

米州では、需要低迷の影響が大きく、売上高は2,507億円(前年同期比26%減)となり、営業利益は3億円(前年同期比95%減)となりました。

欧州では、需要低迷の影響が大きく、売上高は812億円(前年同期比36%減)となり、営業損益は54億円の損失となりました。

その他地域では、需要低迷の影響が大きく、売上高は1,083億円(前年同期比24%減)となり、営業利益は13億円(前年同期比88%減)となりました。

なお、前年同期比較は参考として記載しております。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末における資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりであります。

(資産の部)

資産の部は、有価証券が148億円、有形固定資産が215億円、投資その他の資産が203億円、それぞれ増加したもの、受取手形及び売掛金が667億円減少したことなどから、前期末比56億円減少し、27,628億円となりました。

(負債の部)

負債の部は、支払手形及び買掛金が675億円減少したものの、長期借入金が818億円増加したことなどから、前期末比191億円増加し、17,675億円となりました。

(純資産の部)

純資産の部は、為替換算調整勘定が193億円増加したものの、配当金の支払いにより86億円、四半期純損失の計上により348億円減少したことなどから、前期末比247億円減少し、9,952億円となりました。その結果、自己資本比率は35.0%となり、前期末比0.8%の減少となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

	当第1四半期 連結会計期間	増減	
		億円	億円
営業活動によるキャッシュ・フロー	122	289	△166
投資活動によるキャッシュ・フロー	△689	△801	+111
財務活動によるキャッシュ・フロー	731	391	+340
現金及び現金同等物に係る換算差額	85	△172	+257
現金及び現金同等物の増減額	249	△292	+542
現金及び現金同等物の	期首残高	1,140	2,505
	四半期末残高	1,390	2,212
			△822

当第1四半期連結会計期間における当社グループの現金及び現金同等物(以下「資金」)は、全体で249億円増加(前年同期は292億円の減少)し、当第1四半期連結会計期間末には1,390億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金収支は、122億円の収入(前年同期比166億円の収入減)となりました。これは、税金等調整前四半期純損失247億円や、仕入債務の減少額1,110億円などがあったものの、減価償却費447億円や、売上債権の減少額785億円、たな卸資産の減少額111億円などがあったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金収支は、689億円の支出(前年同期比111億円の支出減)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出699億円などによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金収支は、731億円の収入(前年同期比340億円の収入増)となりました。これは、長期借入れによる収入867億円などによるものです。

なお、前年同期比較は参考として記載しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、マリンホースの販売に関する国際カルテル行為について、平成19年5月より、米国司法省、欧州委員会、並びに日本の公正取引委員会等の調査を受けており、平成21年1月、当社グループは、欧州委員会より制裁金支払いを命ずる決定の通知を受領いたしました。当社は、同決定への対応を慎重に検討いたしましたが、本件に関する一連の手続きを終了させ、コンプライアンス体制の更なる充実と再発防止策の進展に注力することが適切な対応であると総合的に判断し、欧州第一審裁判所への訴訟を提起せず、制裁金の支払いに応じております。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、上記事項以外に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は219億円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前期末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,450,000,000
計	1,450,000,000

② 【発行済株式】

種類	当第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	813,102,321	813,102,321	東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 福岡証券取引所 東京、大阪、名古屋 は市場第一部に上場	単元株式数100株
計	813,102,321	813,102,321	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、取締役及び従業員に新株予約権を付与しており、その内容は次のとおりあります。

<平成15年3月28日定時株主総会決議>

	当第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	117 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	117,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,479 (注)2
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～ 平成22年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,479 資本組入額 740
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。 (注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、1,000株とする。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{払込価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法に定める転換社債の転換、同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使並びに「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{払込価額}} \times \frac{\frac{\text{既発行}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは発行済株式総数から保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

<平成16年3月30日定時株主総会決議>

	当第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	227 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	227,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,864 (注)2
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～ 平成23年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,864 資本組入額 932
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。 (注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、1,000株とする。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{払込価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{払込価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使並びに「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{払込価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{払込価額}} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは発行済株式総数から保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

<平成17年3月30日定時株主総会決議>

	当第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	252 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	252,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,114 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～ 平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,114 資本組入額 1,057
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。 (注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、1,000株とする。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{払込価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{払込価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使並びに「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{払込価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{払込価額}} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}}}{\text{時価}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは発行済株式総数から保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

<平成18年3月30日定時株主総会決議>

	当第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	280 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,775 (注)2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～ 平成25年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,775 資本組入額 1,388
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。 (注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、1,000株とする。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{払込価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使並びに「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{既発行}}{\text{払込価額}} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価} + \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは発行済株式総数から保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

② 当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、取締役及び従業員に新株予約権を付与しております、その内容は次のとおりであります。

<平成19年3月29日定時株主総会決議>

	当第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	2,600 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,546 (注)2
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日～ 平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,546 資本組入額 1,497
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	・譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要することとする。 (注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、100株とする。

2 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己の株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使および「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\frac{\text{既発行}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己の株式の総数を控除した数とし、また、自己の株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己の株式数」に読み替えるものとする。

(3) 当社が資本金の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

③ 当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、取締役及び従業員に新株予約権を付与しております、その内容は次のとおりであります。

<平成20年3月27日定時株主総会及び取締役会決議>

	当第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	2,345 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,936 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～ 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,936 資本組入額 1,168
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	・譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要することとする。 (注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、100株とする。

2 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己の株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使および「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己の株式の総数を控除した数とし、また、自己の株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己の株式数」に読み替えるものとする。

(3) 当社が資本金の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

④ 当社は、旧商法第280条ノ19の規定に基づき、取締役及び従業員に新株引受権を付与しており、その内容は次のとおりであります。

＜平成14年3月28日定時株主総会決議＞

	当第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	193,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,954 (注)
新株予約権の行使期間	平成16年4月1日～ 平成21年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,954 資本組入額 977
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役又は従業員の地位を失った後も契約に定める条件により権利行使できる。 ・権利を付与された者が死亡した場合は、契約に定める条件により相続人がこれを行使できる。 ・権利付与日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合等調整を必要とする事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲内で付与株式数、発行価額、行使期間その他の条件の調整もしくは新株引受権行使の制限を行い、または、未行使の新株引受権を失効させることができる。 ・このほか、権利行使の条件は、平成14年3月28日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象取締役及び従業員との間で締結する契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・付与された権利は第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 権利付与日以降、株式の分割または併合が行なわれる場合、発行価額は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券及び旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{発行価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{発行価額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日	—	813,102	—	126,354	—	122,078

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

(平成20年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,814,600	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 14,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 784,021,200	7,840,196	—
単元未満株式	普通株式 252,521	—	—
発行済株式総数	813,102,321	—	—
総株主の議決権	—	7,840,196	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が1,600株含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」及び「総株主の議決権」欄の議決権の数には、いずれも証券保管振替機構名義の株式に係る議決権16個は含まれおりません。

② 【自己株式等】

(平成20年12月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
㈱ブリヂストン	東京都中央区京橋 一丁目10番1号	28,814,600	—	28,814,600	3.54
ブリヂストンタイヤ 長野販売(㈱)	長野県松本市鎌田 一丁目9番14号	14,000	—	14,000	—
計	—	28,828,600	—	28,828,600	3.55

2 【株価の推移】

【当第1四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	1,472	1,422	1,549
最低(円)	1,112	1,094	1,258

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前期の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員(取締役及び監査役)の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づき作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	120,609	114,456
受取手形及び売掛金	411,969	478,675
有価証券	16,981	2,155
商品及び製品	379,476	368,586
仕掛品	39,885	36,480
原材料及び貯蔵品	169,311	172,507
その他	150,966	165,751
貸倒引当金	△17,794	△16,490
流動資産合計	1,271,405	1,322,122
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	341,678	337,586
機械装置及び運搬具（純額）	415,504	409,828
その他（純額）	318,038	306,262
有形固定資産合計	※1 1,075,222	※1 1,053,676
無形固定資産	44,416	41,154
投資その他の資産		
投資有価証券	146,014	142,028
その他	226,589	210,333
貸倒引当金	△784	△844
投資その他の資産合計	371,818	351,517
固定資産合計	1,491,457	1,446,347
資産合計	2,762,862	2,768,470

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成21年3月31日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成20年12月31日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	128,360	195,950
短期借入金	354,773	327,114
コマーシャル・ペーパー	21,100	17,730
1年内償還予定の社債	34,511	9,517
未払法人税等	7,718	12,758
未払金	102,878	170,352
リース債務	850	—
その他	228,579	206,557
流動負債合計	878,770	939,979
固定負債		
社債	117,595	143,576
長期借入金	359,877	278,023
退職給付引当金	325,521	312,317
リース債務	5,776	—
その他	80,039	74,577
固定負債合計	888,811	808,495
負債合計	1,767,582	1,748,474
純資産の部		
株主資本		
資本金	126,354	126,354
資本剰余金	122,657	122,658
利益剰余金	954,792	1,003,995
自己株式	△54,888	△54,891
株主資本合計	1,148,915	1,198,117
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	51,937	45,455
繰延ヘッジ損益	△2,458	△838
為替換算調整勘定	△232,558	△251,949
評価・換算差額等合計	△183,079	△207,332
新株予約権	160	133
少数株主持分	29,283	29,077
純資産合計	995,280	1,019,995
負債純資産合計	2,762,862	2,768,470

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年3月31日)

売上高	567,669
売上原価	401,255
売上総利益	166,413
販売費及び一般管理費	
販売運賃	27,802
広告宣伝費及び販売促進費	22,286
給料手当及び賞与	45,279
退職給付費用	4,912
減価償却費	6,266
研究開発費	21,908
その他	50,309
販売費及び一般管理費合計	178,764
営業損失(△)	△12,350
営業外収益	
受取利息	753
受取配当金	127
雑収入	4,015
営業外収益合計	4,896
営業外費用	
支払利息	7,048
為替差損	3,201
雑損失	7,070
営業外費用合計	17,320
経常損失(△)	△24,773
税金等調整前四半期純損失(△)	△24,773
法人税等	9,892
少数株主利益	214
四半期純損失(△)	△34,881

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成21年1月1日
 至 平成21年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失（△）	△24,773
減価償却費	44,708
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△5,372
受取利息及び受取配当金	△881
支払利息	7,048
為替差損益（△は益）	△2,395
売上債権の増減額（△は増加）	78,563
たな卸資産の増減額（△は増加）	11,114
仕入債務の増減額（△は減少）	△111,048
その他	28,996
小計	25,958
利息及び配当金の受取額	445
利息の支払額	△4,969
法人税等の支払額	△9,192
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,241
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△69,997
有形固定資産の売却による収入	2,195
投資有価証券の取得による支出	△3,822
投資有価証券の償還による収入	3,000
その他	△352
投資活動によるキャッシュ・フロー	△68,978
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 （△は減少）	10,929
長期借入れによる収入	86,738
長期借入金の返済による支出	△15,030
社債の発行による収入	4,082
社債の償還による支出	△4,577
配当金の支払額	△8,272
その他	△716
財務活動によるキャッシュ・フロー	73,152
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,575
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	24,991
現金及び現金同等物の期首残高	114,075
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 139,066

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 連結子会社数の増減は、次のとおりであります。 (増加) 4社 (設立による増加ほか) (減少) 10社 (合併による消滅)</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 431社</p>
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	当第1四半期連結会計期間より新たに連結子会社となったNS ANTIVIBRATION PRODUCTS PRIVATE LTD.の決算日は3月31日であります。四半期連結財務諸表の作成にあたっては、四半期連結決算日現在で実施した決算に基づく四半期財務諸表を使用しております。
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 棚卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用し、主として移動平均法による原価法と、収益性低下の場合の貸借対照表価額の簿価切下げの方法により棚卸資産を算定しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	主として、固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した計画に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
税金費用の計算	税金費用(法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。)については、連結会計年度の見積実効税率に基づき計算しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年3月31日)

(マリンホース等の販売におけるカルテル行為及び不適切な金銭支払いに関する事項)

当社グループは、マリンホースの販売に関する国際カルテル行為について、平成19年5月より、米国司法省、欧州委員会、並びに日本の公正取引委員会等の調査を受けております。平成20年2月に受領した日本の公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令については確定しております。また、平成21年1月、当社グループは、欧州委員会より58.5百万ユーロの制裁金支払いを命ずる決定の通知を受領いたしました。当社は、同決定への対応を慎重に検討いたしましたが、本件に関する一連の手続を終了させ、コンプライアンス体制の更なる充実と再発防止策の進展に注力することが適切な対応であると総合的に判断し、欧州第一審裁判所への訴訟を提起せず、制裁金の支払いに応じております。なお、本制裁金については、前連結会計年度に7,485百万円を費用計上しております。現在その他の国でも調査を行っているところがあり、当社グループはこれにも対応しております。マリンホースのカルテルに関して、米国において提起されていた集団訴訟については、和解案が裁判所に提出されております。今後さらに、米国司法省による罰金等の可能性がありますが、現時点では、具体的な引当金額を算定するには不確定要素が多いため、計上しておりません。

さらに、上記の問題とは別に、マリンホースを含む工業用品の販売に関して、海外エージェントに対する不適切な金銭の支払いがあった事実、また、その金銭の一部が、エージェントから外国公務員に対して供与等されていた可能性があることが判明しております。当社グループは、日本の検察当局及び米国司法省に対し、社内調査の内容を報告しておりますが、業績に与える影響は現時点では不明です。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
※1 有形固定資産に対する減価償却累計額 1,736,350百万円	※1 有形固定資産に対する減価償却累計額 1,668,603百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	120,609百万円
有価証券勘定	16,981
流動資産その他(金銭の信託)	5,000
計	142,590
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金、債券等	△3,524
現金及び現金同等物	139,066

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年3月31日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 813,102千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 28,818千株

3. 新株予約権に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権の四半期連結会計期間末残高 (提出会社) 160百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月26日 定時株主総会	普通株式	8,627百万円	11円	平成20年12月31日	平成21年3月27日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

	タイヤ (百万円)	多角化 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	465, 316	102, 352	567, 669	—	567, 669
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	372	2, 131	2, 503	(2, 503)	—
計	465, 688	104, 484	570, 173	(2, 503)	567, 669
営業利益(△は営業損失)	△7, 341	△5, 051	△12, 393	43	△12, 350

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主要な製品の名称等

タイヤ……タイヤ・チューブ、タイヤ関連用品、リトレッド材料・関連技術、自動車整備・補修ほか
 多角化……化工品、スポーツ用品、自転車ほか

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	148, 327	249, 101	80, 652	89, 587	567, 669	—	567, 669
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	73, 565	1, 655	568	18, 778	94, 567	(94, 567)	—
計	221, 893	250, 756	81, 220	108, 366	662, 236	(94, 567)	567, 669
営業利益(△は営業損失)	△20, 438	357	△5, 421	1, 331	△24, 170	11, 820	△12, 350

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

米州……アメリカ、カナダ、メキシコ、ベネズエラ、ブラジルほか

欧州……ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、スペインほか

その他……アジア、大洋州、アフリカほか

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

	米州	欧州	その他	計
I 海外売上高(百万円)	249,495	81,767	101,568	432,831
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	567,669
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	44.0	14.4	17.9	76.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

米州………アメリカ、カナダ、メキシコ、ベネズエラ、ブラジルほか

欧州………ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、スペインほか

その他………アジア、大洋州、中近東、アフリカほか

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるため、当第1四半期連結会計期間末の状況を記載しております。

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引	110,342	115,194	△5,530
	通貨スワップ取引	3,840	△46	△46
金利	金利スワップ取引	4,185	△40	△40

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額
1,231.49円	1,263.30円

2. 1 株当たり四半期純損失

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)		
1株当たり四半期純損失	△44.48円	
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在せず、また、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		

(注) 1 株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり四半期純損失	△34,881百万円
四半期純損失	—
普通株主に帰属しない金額	△34,881百万円
普通株式に係る四半期純損失	784,283千株
普通株式の期中平均株式数	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	_____

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月12日

株式会社ブリヂストン

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士 吉田修己	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士 芳賀保彦	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木基之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブリヂストンの平成21年1月1日から平成21年12月31までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブリヂストン及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、株式会社ブリヂストングループはマリンホースの販売に関して国際カルテルの疑いがあるとして、平成19年5月より、米国司法省、欧州委員会、日本の公正取引委員会等の調査を受けている。また、株式会社ブリヂストングループの事実調査の過程で、海外エージェントに対する不適切な金銭の支払いがあった事実等が判明している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。